

# 喜多方市魅力発信PR映像等作成業務仕様書

## 1 目的

当市の観光・物産等の魅力、東日本大震災（以下、「震災」という。）及び東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、「原発事故」という。）からの復興に関する取組等、幅広い分野の情報を県外の方に向けて紹介することを目的とし、原発事故に伴うALPS処理水の海洋放出により懸念されている風評の払拭に寄与することを期待するものである。

## 2 業務の内容

- (1) 動画の作成
- (2) パンフレットの作成
- (3) 上記2(1)及び(2)に関する業務報告書の作成及び納品

## 3 動画及びパンフレットのコンセプト

### (1) 動画

以下3(3)アを満たし、かつイ又はウのいずれか一方、又は両方を満たすこと。ただし、作成する動画のうち少なくとも1本以上は以下3(3)ア～ウの全てを満たすこと。

### (2) パンフレット

以下3(3)ア～ウの全てを満たすこと。

### (3) コンセプト

ア 当市の観光・物産（喜多方ラーメン、山都そば、塩川鳥モツ、日本酒、四季折々の花、各種イベント等）の魅力（必須）

イ 市や市内事業者（蔵元や農産物の生産者等）がこれまでに行ってきた震災からの復興・再生又は原発事故に起因する風評払拭に関する取組

ウ 当市を含む福島県産の食品の安全性

## 4 動画作成の要件

### (1) 撮影

- ① 3のコンセプトに基づき、動画の作成に必要な映像の撮影を行うこと。
- ② 撮影する素材や市内事業者及び動画の企画・構成は受託者の提案を基に当市と協議して決定するものとする。なお、市内事業者については、製品（農産物を含む）等の魅力の紹介と合わせて、震災からの復興・再生又は原発事故に起因する風評払拭に関する取組をインタビュー形式で撮影すること。
- ③ 撮影場所や市内事業者等との撮影及び出演に関する交渉を行うこと。なお、出演に当たっては、撮影した動画を市が管理するYouTubeアカウントやホームページへ

のアップロード、市や関係機関・団体が行う事業、テレビ局への提供等、市のPRに積極的に使用するため、出演者との間において5に記載しているパンフレットへの掲載を含め肖像権使用同意書を取り交わすこと。

- ④ 必要に応じて撮影に要する使用料、出演料、謝礼等を支払うこと。
- ⑤ 必要に応じてドローンやウェアラブルカメラ等を使用して撮影すること。

(2) 動画本数及び再生時間

- ① 主に YouTube 等での公開用
  - ア 動画本数 2本以上
  - イ 再生時間 各2分程度
- ② 主にシティプロモーションイベントでの公開用
  - ア 動画本数 2本以上
  - イ 再生時間 各3分～5分程度
- ③ 主に SNS 等での公開用
  - ア 動画本数 2本以上
  - イ 再生時間 15秒～60秒程度

(3) 編集

撮影した映像の加工、BGM、ナレーション及びテロップの挿入等の編集作業を行うこと。なお、編集作業の詳細は、映像の撮影後に当市と協議の上決定することとする。

(4) 動画規格

- ① ファイル形式 MP4
- ② アスペクト比 16:9 (フルハイビジョン)
- ③ ファイルサイズ 動画1本当たり 256GB 以内

(5) 成果品の納品

- ① DVD ディスク 1動画当たり 3枚
- ② ア データ1  
BGM (インタビュー音声を含む) が挿入されたデータ
- イ データ2  
BGM (インタビュー音声を含む)、ナレーション及びテロップ等が挿入されたデータ

③ 納期

全ての動画の納期は令和8年12月25日(金)までとするが、成果品は令和8年度に当市が行うプロモーションで使用することから、遅くとも令和8年9月30日(木)までに4(2)①～③の区分それぞれにおいて少なくとも動画1本以上を納品すること。

## 5 パンフレット作成の要件

3のコンセプト及び以下に基づき、パンフレットの作成に必要な作業を行うこと。

### (1) 素材

- ① 4の動画の作成の過程で生じた中間成果物等（静止画やインタビュー内容等）を活用すること。
- ② アのほかに必要に応じて当市から素材（画像や参考文献等）を提供するものとする。

### (2) 規格・構成

規格・構成を含め提案の範囲とする。ただし、配布後も受け取った方が手元に残し、当市の情報に触れる機会を増やす規格・構成となるよう工夫を凝らすこと。

### (3) 部数

5,000部以上

### (4) 成果品の納品

- ① パンフレット
- ② パンフレットデータ
- ③ 納期

令和8年9月30日（金）までとする。

## 6 特記事項

### (1) 機密保護

当市及び本件業務の受託者は、業務遂行上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。契約期間の終了後も同様とする。

### (2) 知的財産権の帰属

本件業務の成果物に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに定める権利を含む。）は、汎用的な利用が可能なもの及び受託者が従前から権利を保有しているものを除き、当市に帰属するものとする。ただし、製作過程で発生した中間成果物に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに定める権利を含む。）は、受託者に帰属するものとする。

### (3) 著作者人格権の不行使

本件業務の受託者は、当市及び第三者に対し、本件業務の成果物に係る著作者人格権を行使しないものとする。

### (4) 紛争の処理

映像、BGM等の著作権や肖像権処理等、権利関係の処理に関する紛争が生じた場合は受託者の責任において処理するものとし、市は一切の責任を負わないものとする。

### (5) 一括委任又は一括下請けの禁止

本件業務の受託者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負

わせてはいけない。

(6) 経理処理

本件業務委託の財源として、「福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）」を活用していることから、復興庁が定める最新の「福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）」経理処理等マニュアルに従い、適切に経理処理を行わなければならない。

(7) 打合せ

本件業務を効率的に執行するため、対面またはオンラインにて複数回の打ち合わせを行うこと。なお、対面の場合は当市役所で行うこととし、当市役所までの移動に係る一切の費用及び打ち合わせに係る一切の費用は提案上限額に含むものとする。

(8) 疑義の解消

本書に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、当市と受託者が協議の上定める。